

# 住民票の写し等の郵送申請書（個人用）

(宛先) 愛知県岡崎市長

令和 年 月 日

申請者	住所			
	氏名	フリガナ	明治 大正 昭和 平成 西暦	
		印	年 月 日生	
電話番号 ( )		—	自宅・勤務先・携帯 (平日の 8:30~17:15 に連絡できるところ)	
どなたの証明ですか	氏名	フリガナ	明治 大正 昭和 平成 令和	
			年 月 日生	
	住所	岡崎市	世帯主	
	申請者からみて必要な人との関係 (○印)	本人・同一世帯員 その他 ( )		
何が必要ですか	<input type="checkbox"/> 住民票	個人	通	200円
		世帯全員	通	
	<input type="checkbox"/> 除票	個人	通	
<p>※必要なときは□にチェックしてください。(チェックがない場合は省略したものを交付します。)</p> <p><input type="checkbox"/>本籍・筆頭者及び国籍・地域 <input type="checkbox"/>世帯主・続柄 <input type="checkbox"/>個人番号 (必要な用途は限られます)          &lt;外国人の方&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>法第 30 条 45 の区分 <input type="checkbox"/>在留資格 <input type="checkbox"/>在留カード等の番号 <input type="checkbox"/>通称の履歴</p>				
具体的な使いみち	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 車の登録 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 登記			
	<input type="checkbox"/> その他 (下へ記入) ( )			
注意事項	<p>※申請には申請者の本人確認書類の写し (返送先の記載のあるもの) の添付が必要です。</p> <p>※返送先は申請者本人の住民登録地に限られます。</p> <p>※代理人による申請の場合 (交付申請書と以下の書類の添付が必要です。)</p> <p>委任者の自署又は記名押印された委任状          委任者及び代理人双方の本人確認書類の写し</p> <p>※第三者による請求の場合 (交付申請書と以下の書類の添付が必要です。)</p> <p>申請理由の根拠を示す資料の写し          申請理由が詳しく記載され、<u>正当と判断される場合にのみ証明書を交付しています。</u></p> <p>何か御不明な点がありましたらこちらへお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">市民安全部市民課証明窓口係 TEL (0564) - 23 - 6128</p>			

手数料 (定額小為替)	円分
返送料 (切手)	円分

# 住民票 (除票) の写しの郵送請求方法

住民票 (除票) の写しを郵送で請求する際は、以下の (1) から (4) を送信封筒に同封のうえ、住所地の市町村役場の証明書交付担当にお送りください。

(1) 申請書 (裏の用紙です。)

裏の用紙がない場合は、便せんなどに以下の内容を記入いただいても結構です。

・申請者の住所、氏名 (署名をしてください。)	・電話番号 (昼間に連絡がつくところ)
・証明の対象となる人の氏名、生年月日	・必要な住所地番
・申請者から見た証明の対象となる人との関係	・使用目的 (具体的な使いみち)

(2) 本人確認書類のコピー

本人確認と住所確認のため、運転免許証、マイナンバーカードなどの証明書をコピーして同封してください。

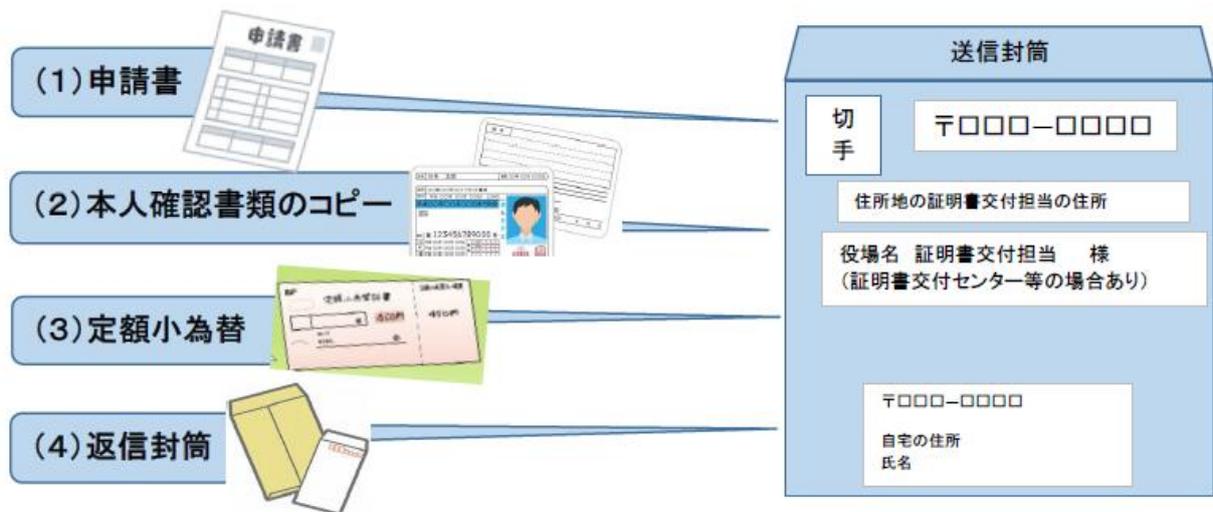
(3) 定額小為替 (郵便局で購入)

郵便局で定額小為替 (ていがくこがわせ) を購入し、同封してください。

(4) 返信封筒

申請者の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。また、速達郵便を希望される場合は、返信封筒に赤字で「速達」と記入の上、速達料金分を加えた額の切手を貼ってください。

※返送先は住民登録地のみです。



## <岡崎市での定額小為替の取扱い>

郵送で請求の場合の手数料は、定額小為替でおつりがないようお願いいたします。

- ・地方自治法施行令第 156 条「証券による納付の場合は、納付金額を超えないもの」と規定されています。ご協力をお願いします。
- ・定額小為替の有効期限は発行日から 6 か月ですが換金の都合上、発行日から 5 か月を越えないものをお願いします。
- ・おつりが発生する場合、おつりを切手でお返しさせていただく場合があります。ご了承ください。
- ・返信用切手が不足すると「不足金受取人払」の扱いになり、証明書の到着が遅延する要因となります。切手も多めに送付ください。